

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

提出用

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

〔大学・短期大学・専修学校専門課程〕

(西暦) 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込の入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確認し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。さらに機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

※必ず各自が記入してください。

本 人	学 校 名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	学籍(学生証)番号									
	学校の種類	大学(学部)・大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校専門課程		〒						電話番号(自宅)	()			
	フリガナ			現住所						(携帯)	()			
	氏名	漢字		生年月日	昭和・平成	年	月	日	性別(任意)	男	・	女		
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】			a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者（永住の意思がある者に限る） e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月）											

※飛び級等で、申込者本人（あなた）が未成年（18歳未満）の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。
(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。
- ①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
②同機関と提携する個人情報情報機関
・(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp>
(代位弁済後の情報提供について)
4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種貸付金(以下、「貸付金額」)に於いた返還回数で算出した割賦金で返済した方式(以下、「機構連動返還方式」)と、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「所得連動返還方式」)という収入に連動して算出した割賦金で返還する方式(以下、「所得連動返還方式」)という方式を選択する必要があります。なお、返還方式の選択は、所得連動返還方式及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択した場合及び個人番号を提出する場合も、定額返還方式のみとなります。
- (2) 所得連動返還方式を選択した場合、個人番号等が機構の指定する書類を提出し、所得として所得を継続して意図した場合は、貸付金額に応じた返還回数で割賦金が算出されるものと見なされ、機関保証を受けられない場合は、所得連動返還方式を利用することになります。
- (3) 返還方式の変更を希望する際は機構に願ひ出る必要があります。なお、貸付終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

- [illegible]

【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】

- (5) 機関に提出する書類は、機関が定める期限までに機関に提出されなければならない。機関が定める期限までに提出されなかった書類は、機関が定める期限までに提出されなかった書類として取り扱われる。機関が定める期限までに提出されなかった書類は、機関が定める期限までに提出されなかった書類として取り扱われる。
- (6) 機関が定める期限までに提出されなかった書類は、機関が定める期限までに提出されなかった書類として取り扱われる。機関が定める期限までに提出されなかった書類は、機関が定める期限までに提出されなかった書類として取り扱われる。
- (7) 機関が定める期限までに提出されなかった書類は、機関が定める期限までに提出されなかった書類として取り扱われる。機関が定める期限までに提出されなかった書類は、機関が定める期限までに提出されなかった書類として取り扱われる。

【貸与期間の取扱い】

- (8) 過の校に於ては、その修業年限を以てし、その修業年限が、その修業年限を超えたるものとする。但し、その修業年限が、その修業年限を超えたるものとする。但し、その修業年限が、その修業年限を超えたるものとする。
- (9) 標準

【申込資格】

- (10) 英字名を賞与を受けることのできる者等は、日本国籍を持つ者、外国籍の者、うち次のいずれかに該当する者とします。
イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在する者
ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）表第2の永住者、日本人の配偶者又は永住者の配偶者等在留資格をもって本邦に在留する者
エ 同表の定住者等の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学中の学校の長が認めたもの

【振込】

- (11) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信託銀行のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (12) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分又は毎月2月分ずつ交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学に当り一括して基本月額の振込先として設けられた奨学金名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (13) 平得の第でて。第す第律基額ののにの性定構
 所額 が学で
 (14) 更 法にる性定構

【利率の算定方

- (15) 第一種奨学金は、おれぞれ入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学金申込書」に記載した方法に従つて以下のとおり定められます。
- ② 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還されるまで適用される（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援機構（以下、「機構」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- ③ 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利回り見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後5年経過期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を指定されている期間を除く）に、各時点での財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (16) 第二種奨学金においては入学時特別増額貸与奨学金を受けた者並びに私立大学の第一・歯牙を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金の増額月額における利率を加重平均して決定します。
- 第二種奨学金は、増額月額に係る基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に基づき決定します。

(17) 第二種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が「し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。

- 第に、第一種奨学金の貸付期間中は、機械的に入学金決定額とあわせて入学金として振り込まれるが、第二種奨学金は、採用決定後は原則として入学金を減額する。また、入学金の算定方法は、採用決定後、入学金決定額を増加させる。

【貸与中の手続等】

- (18) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続賞与の適格認定を受けなければなりません。
- (19) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
休学・復学・転学・編入学・留學（休学）又は退學したとき。
連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
奨学金を辞退するとき。
連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
- (20) 奨学金の交付は、期間短縮又は廃止しますとき。
奨学生は在学学校長の事務上の見込がないとき。
休学・復学・転学・編入学・留學（休学）又は退學したとき。
連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
奨学金を辞退するとき。
連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
- (21) 奨学金の交付は、期間短縮又は廃止しますとき。
奨学生は在学学校長の事務上の見込がないとき。
休学・復学・転学・編入学・留學（休学）又は退學したとき。
連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
奨学金を辞退するとき。
連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
- (22) 奨学金の交付は、期間短縮又は廃止しますとき。
奨学生は在学学校長の事務上の見込がないとき。
休学・復学・転学・編入学・留學（休学）又は退學したとき。
連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
奨学金を辞退するとき。
連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
- (23) 奨学金の交付は、期間短縮又は廃止しますとき。
奨学生は在学学校長の事務上の見込がないとき。
休学・復学・転学・編入学・留學（休学）又は退學したとき。
連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
奨学金を辞退するとき。
連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。

2. 将組合の近還に係る事項

2. 奨学金の返済の仕方

- [illegible]

【その他手続等】

- (13) 貸学金の貸付終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき、は、速やかに機構に届け出なければなりません。
- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等が変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また、機構又は本人が最後の届け出のあった氏名、住所に発送した通知又は通知書類が延滞又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
- (15) 本人が災害・傷病・経済困難、失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひにより減額・返済（1回当たりの割賦金を2分の1または3分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することがあり得ます。ただし、返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。
- (16) 本人が災害・傷病・経済困難、失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することがあります。
- (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
- (18) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。
- (19) 大学で学修を修了したとき、種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたことを機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。
- (20) 本人が学修中の返還を延滞したときは、法令で定める業務を遂行するため機構が必要と認めるところに限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供することがあります。
- 【個人番号の利用】
- (21) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものと、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとす

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の規程の定めによります。